

## 第3節

## 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては看過できない問題である。国連

海洋法条約においては、すべての国が最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するとされており、わが国としても国際的な責任を積極的に果たしていくことが必要になっている。

## 1 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には、警察機関である海上保安庁が対処するが、海上保安庁では対処できないまたは著

しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

## 2 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

ソマリア沖・アデン湾の海域においては、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊による事案が継続して生起している。ソマリア沖・アデン湾の海賊はわが国を含む国際社会への脅威であり、国際社会と協力して対応すべき課題である。

(図表Ⅲ-2-3-1 参照)

08(同20)年6月に採択された国連安保理決議第1816号をはじめとする累次の決議<sup>1</sup>において、各国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を抑止するための行動をとるよう要請されており、特に軍艦および軍用機を派遣することを要請されている。

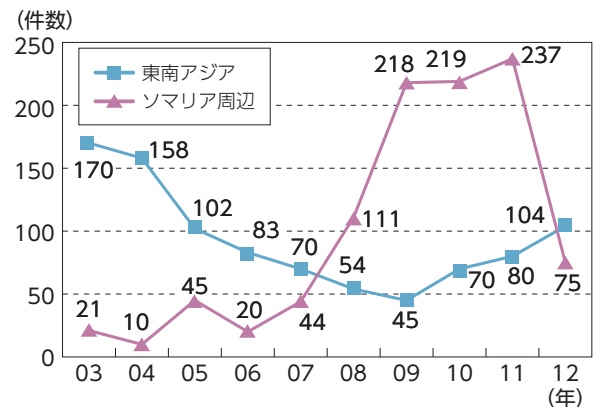
これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。また、欧州連合(EU)は、同年12月、海賊対処のための作戦(アタランタ作戦)の開始を決定して、国連世界食糧計画(WFP)の物資を輸送する船舶の護衛や同海域の警戒などを行っており、北大西洋条約機構(NATO)も、09(同21)年8月から、NATOとしての海賊対策作戦(オーシャンシールド作戦)を行っている。

各国は、現在も引き続き、ソマリア沖・アデン湾の海

賊に対して重大な関心を持って対応しており、EU・NATOとともに、活動の期限を14(同26)年末まで延長することを決定した。

図表Ⅲ-2-3-1

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況(東南アジア発生件数との比較)



- (注) 1 資料は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートによる。  
2 13(平成25)年のソマリア沖・アデン湾の海賊等事案は、4月下旬現在で約6件。

1 ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号、1851号(以上08(平成20)年採択)、決議第1897号(09(同21)年採択)、決議第1918号、1950号(以上10(同22)年採択)、決議第1976号および2020号(以上11(同23)年採択)、決議第2077号(12(同24)年採択)がある。

### 3 わが国の取組

#### 1 海賊対処行動のための法整備

09（同21）年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するために、自衛隊法第82条の規定により、閣議決定に基づく内閣総理大臣の承認を経て、防衛大臣が海上における警備行動（海上警備行動）を発令し、必要な行動をとることとした。

この命令を受け、護衛艦2隻（「さざなみ」および「さみだれ」）がわが国を出発し、同月からわが国関係船舶の護衛を行った。また、広大な海域における海賊対処をより効果的に行うため、同年5月、固定翼哨戒機P-3Cを派遣する命令も発出し、同年6月よりアデン湾において警戒監視などを開始した。

その後、国連海洋法条約に鑑み、わが国が、関係者や関係船舶の国籍・船籍を問わず海賊行為を処罰し、抑止し、取り締まることにより、海賊行為に適切かつ効果的に対応するため、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」（海賊対処法）が、同年7月から施行された。

本法律により、船籍を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護することが可能となり、また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

参照▶ 資料42・43・67・68



民間船舶の護衛を行う海自護衛艦

#### 2 自衛隊の活動

##### (1) 活動実績

現在派遣されている2隻の護衛艦は、アデン湾を往復しながら民間船舶を護衛している。護衛方法としては、まずアデン湾の東西に一か所ずつ定められた集合地点において、護衛の対象となる民間船舶の受け入れ作業を行う。アデン湾を護衛船団が航行する際には、船団の前後を護衛艦が守り、護衛艦に搭載された哨戒ヘリコプターも、上空から船団の周囲を監視している。このように昼夜を問わず船団の安全確保に万全を期しつつ、アデン湾約900kmを2日ほどかけて通過していく。また、護衛艦には8名の海上保安官が同乗<sup>1</sup>し、必要に応じて、司法警察活動ができるよう、自衛隊は海上保安庁と協力して活動している。13（同25）年4月30日現在で、3,068隻が、護衛艦に守られて、1隻も海賊の被害をこうむることなく、安全にアデン湾を通過している。わが国の経済のみならず、世界経済にとっての大動脈たる本海域において、自衛隊の行う護衛活動が生み出した安心感は大きい。

なお、風浪が小さく海賊の活動海域が拡大する非モンスーン期（3月～5月、9月～11月）においては、護衛航路を東方へ約200km延長して護衛活動を行っている。（図表Ⅲ-2-3-2参照）

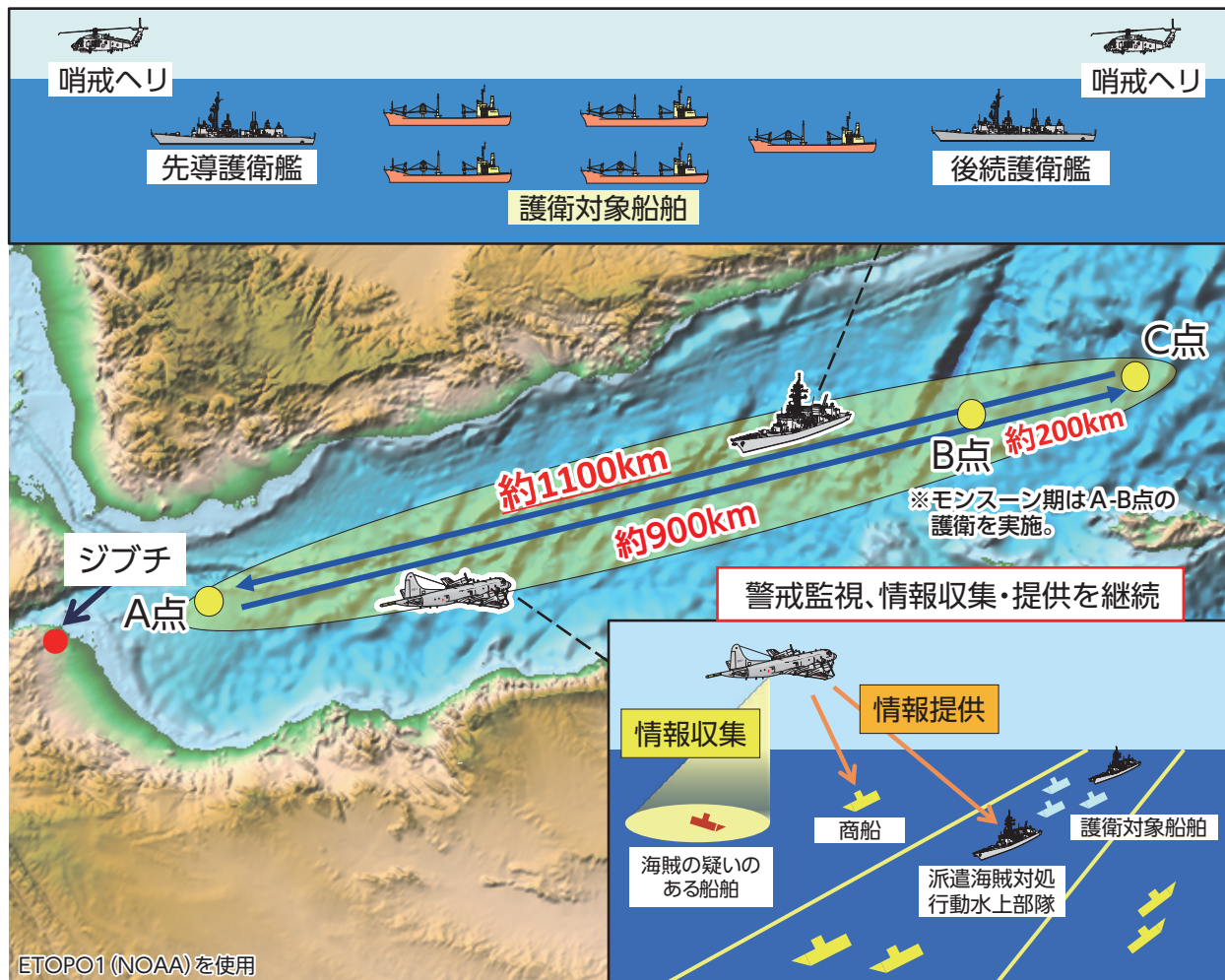
ジブチ共和国に活動拠点を置く哨戒機（P-3C）も、日本の面積に匹敵するほど広大なアデン湾を、優れた航続力を発揮して警戒監視を行っている。ジブチを飛び立ったP-3Cは、アデン湾を航行する無数の船舶の中に、不審な



海賊対処任務を終え八戸に帰投した隊員を出迎える左藤防衛大臣政務官

1 必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。

図表Ⅲ-2-3-2 自衛隊による海賊対処のための活動



船舶がないかどうか確認作業を行っている。同時に、護衛活動に従事する護衛艦や他国の艦艇、そして周囲を航行する民間船舶に対し情報提供を行い、また、求めがあればただちに周囲が安全かどうか確認するなどの対応をとっている。2機のP-3Cを派遣している自衛隊は、同様に哨戒機を派遣している各国と協調しつつ、ほぼ連日にわたり警戒監視活動を行っている。

自衛隊のP-3Cが収集した情報は、常時、海賊対処に従事する米国などの各国派遣部隊や関係機関と共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

09(同21)年6月に任務を開始して以来、13(同25)年4月30日現在で飛行回数は887回を数え、のべ飛行時間は約6,880時間に及んでいる。識別作業を行った船舶は約7万100隻であり、周囲を航行する船舶や、海賊対

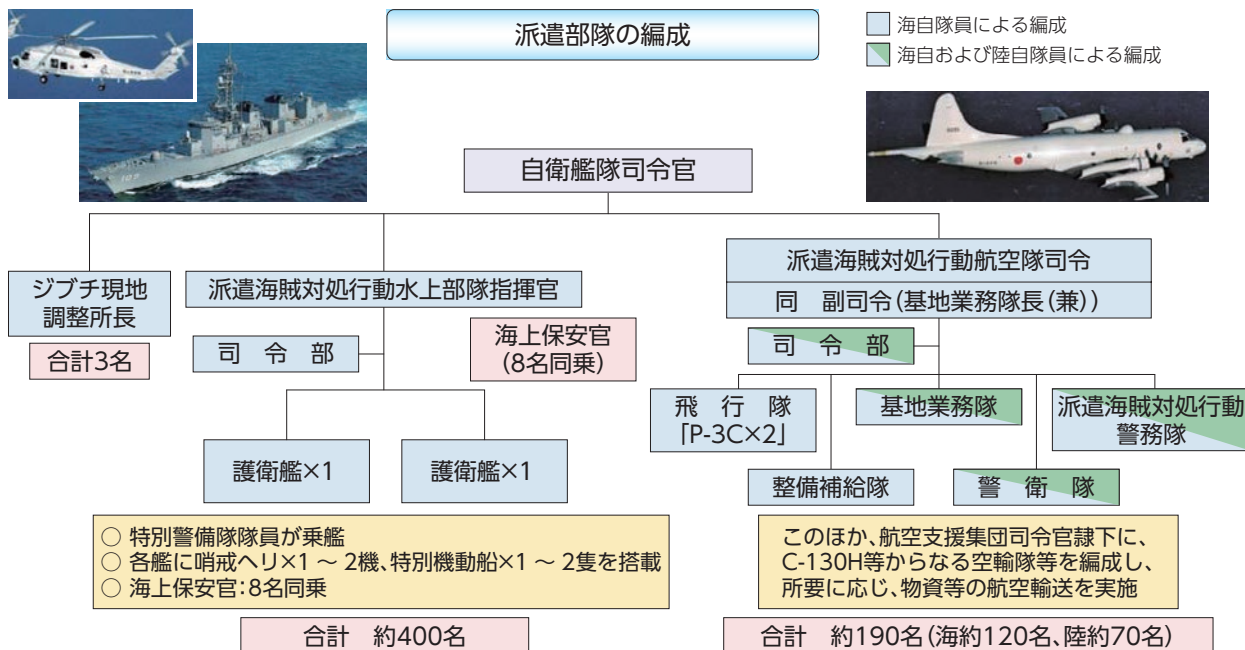
処に取り組む諸外国に情報の提供を行った回数は約7,700回となっている。

また、本海賊対処行動にあたっては、陸上自衛官が活動拠点におけるP-3Cやその他の装備品の警護を行っているほか、航空隊の司令部要員などとしても活動しており、自衛隊として初めての統合部隊が編成されている。このほか、空自も、本活動を支援するため、輸送機(C-130H)や多用途支援機(U-4)からなる空輸隊を編成している。(図表Ⅲ-2-3-3参照)

## (2) 海賊対処行動を継続する必要性について

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、12(同24)年は11(同23)年と比べ大幅に減少したものの、これまで高い水準に合ったことを踏まえれば、依然として予断を許さない状況にある。また、日本船主協会

図表Ⅲ-2-3-3 派遣部隊の編成



などからも引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けているほか、国際的にも、NATOやEUが活動を継続する決定を行っており、わが国が海賊対処を行っていかねばならない状況に大きな変化はない。

### (3) ジブチ自衛隊活動拠点およびジブチ現地調整所の運用

防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的

かつ効果的に運用するため、ジブチ国際空港北西地区に活動拠点を整備し、11 (同23) 年6月から活動拠点を運用している。

また、海賊対処行動の本格化にともない、ジブチ政府や諸外国部隊・機関などの現地における連絡調整業務が増大したことに対応するため、12 (同24) 年7月にジブチ現地調整所を新編した。

## 4 わが国の取組への評価

わが国自衛隊による海賊対処活動は、各国首脳などから感謝の意が表されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や、船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せら

れている。寄せられたメッセージの数は、1次隊から13次隊まで合計して2,370通にも上っている。

このように、これまで自衛隊の行っている護衛活動においては、全く海賊行為が行われることなく、安全な船舶の航行に寄与している。

### <船長から第13次派遣部隊にあてられたメッセージ>

「乗組員を代表し、皆様の護衛に感謝申し上げます。皆様のプロフェッショナルな護衛の下で安全に何の心配もなく最も危険な海域を通過することができました。さらに、皆様の他国海軍と協力して無力な商船を護衛する任務を誇りに思います。私は皆様の活動がこの無法地帯を安定化し、安全な航海をもたらしていただけることを確信しております。乗員の皆様のご多幸を祈念します。」

## コラム

## ジブチ現地調整所も頑張っています

## — 海賊対処行動派遣隊員の声 —

ジブチ現地調整所長 1等海佐 加藤 雅巳 かとう まさみ

12（平成24）年7月24日、ジブチに派遣された派遣海賊対処行動水上部隊や航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局その他の関係諸機関との連絡調整を行うことを任務として、ジブチ現地調整所が新編されました。

その背景として、11（同23）年6月にジブチにおける自衛隊の活動拠点の運用を開始して以降、航空隊の指揮官の諸外国軍・政府高官などへの対応や現地対策の機会が増加していること、また、護衛任務のためジブチを離れる期間が長い水上部隊が関係諸機関との意見交換の機会を十分に確保できていないという問題がありました。

現地調整所が航空隊および水上部隊の両部隊を代表し、対外的な諸調整を行うことにより、これらの問題を解決することが新編のねらいです。また、人脈構築の観点から、任期は他の隊員より長い約1年となっています。

ジブチには、米軍やフランス軍を始め多数の国から軍隊が派遣されています。現地調整所は、ジブチ関係当局のみならず、諸外国軍とも海賊対処行動の円滑化に必要な意見交換や調整を行っています。所員一同、日の丸を背負い、日本の海賊対処行動の円滑化に貢献しようと、「外国人にも気後れしない」という気概を持って、暑さにも負けず、日々調整に当たっています。



ジブチ軍参謀次長表敬訪問